

○ 社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例の創設について（平成7年3月9日保険発第37号）

新 旧 対 照 表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
I (略) II 留意事項 第一 法第一一六条の二の適用を受けるに至った場合等の届出等 1 被保険者が法第一一六条の二の規定の適用を受けるに至ったときは、当該適用を受けた際現に当該被保険者が属していた世帯の世帯主及び当該被保険者が属することとなった世帯の世帯主は、それぞれ、一四日以内に、法第一一六条の二の適用を受けるに至った年月日、被保険者の氏名及び住所、入所施設の名称並びに<u>被保険者記号・番号</u>を記載した届書を当該適用を受けた際現に当該被保険者が住所を有していた市町村（以下「従前住所地の市町村」という。）に提出しなければならないとしたこと。（施行規則第五条の二第一項関係） 2 被保険者が法第一一六条の二の規定の適用を受けなくなったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、一四日以内に、その年月日、被保険者の氏名及び住所並びに<u>被保険者記号・番号</u>を記載した届書を従前住所地の市町村に提出しなければならないとしたこと。ただし、当該世帯に属するすべての被保険者がその資格を喪失したため、施行規則第一条に規定する届書を提出した場合には、この限りでないこと。（施行規則第五条の二第二項関係） 3 (略) 第二 住所地主義の特例が適用される際の事務手続 1～3 (略) 4 法第一一六条の二の規定の適用を確認した従前住所地の市町村が、被保険者の属する世帯の世帯主に対して<u>資格確認書</u>を送付する場合には、確実な方法によりこれを行うよう努めること。 5 (略) 第三～第五 (略) 第六 <u>資格確認書</u>の更新等 従前住所地の市町村は、<u>資格確認書</u>の検認又は更新をする際に、法第一一六条の二の規定の適用を受ける被保険者の属する世帯の世帯主に、当該	I (略) II 留意事項 第一 法第一一六条の二の適用を受けるに至った場合等の届出等 1 被保険者が法第一一六条の二の規定の適用を受けるに至ったときは、当該適用を受けた際現に当該被保険者が属していた世帯の世帯主及び当該被保険者が属することとなった世帯の世帯主は、それぞれ、一四日以内に、法第一一六条の二の適用を受けるに至った年月日、被保険者の氏名及び住所、入所施設の名称並びに<u>被保険者証の記号番号</u>を記載した届書を当該適用を受けた際現に当該被保険者が住所を有していた市町村（以下「従前住所地の市町村」という。）に提出しなければならないとしたこと。（施行規則第五条の二第一項関係） 2 被保険者が法第一一六条の二の規定の適用を受けなくなったときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、一四日以内に、その年月日、被保険者の氏名及び住所並びに<u>被保険者証の記号番号</u>を記載した届書を従前住所地の市町村に提出しなければならないとしたこと。ただし、当該世帯に属するすべての被保険者がその資格を喪失したため、施行規則第一条に規定する届書を提出した場合には、この限りでないこと。（施行規則第五条の二第二項関係） 3 (略) 第二 住所地主義の特例が適用される際の事務手続 1～3 (略) 4 法第一一六条の二の規定の適用を確認した従前住所地の市町村が、被保険者の属する世帯の世帯主に対して<u>被保険者証</u>を送付する場合には、確実な方法によりこれを行うよう努めること。 5 (略) 第三～第五 (略) 第六 <u>被保険者証</u>の更新等 従前住所地の市町村は、<u>被保険者証</u>の検認又は更新をするときは、法第一一六条の二の規定の適用を受ける被保険者の属する世帯の世帯主に、当

検認又は更新をするため<u>資格確認書</u>の提出を求めることを通知<u>するとき</u> <u>は、資格確認書</u>を確実な方法により提出するよう求めること。 第七～第九　（略） 別添　（略）	該検認又は更新をするため<u>被保険者証</u>の提出を求めることを通知<u>し、被保</u> <u>険者証</u>を確実な方法により提出するよう求めること。 第七～第九　（略） 別添　（略）
--	---